

読む



高井・岡芹法律事務所 会長
弁護士 高井伸夫

最近はあらゆる情報がインターネットで取得できることもあり、本が読まれなくなってきたことに感じている。出版物の推定販売額の推移（「日本の出版統計」全国出版協会・出版科学研究所）を見ても、人口減少の影響もあるにせよ書籍も文庫も雑誌も低落し続けている。しかし、そうした時代になっても、「読む」ことは弁護士のライフワークなのである。

「読む」にもさまざまな意味がある。まず、弁護士は法律の専門職として、専門書や判例解説や裁判例等々を読み込むための深い読解力を備えていることが大前提であり、加えて、依頼者や相手方弁護士、裁判官との交渉や説明、説得、駆引きが求められる。それゆえ、弁護士には、実際の書面等の文字情報を「読む」力のみならず、人間の心情・心理や本音、勝負の流れなど、目に見えないものまでも「読む」力が求められるといってよいのである。

目に見えるものを「読む」際の基本は音読である。私は日頃から弊所の弁護士や秘書に音読を求めている。正確に読むことと、記号としての文字の正誤を確認するためだ。声に出しながら執筆する小説家がいるが、これは文字という記号に正確さを映し込む作業なのだと思う。正確に読めないのであればいっそ読まないほうがよい。書き手になればわかるが、一言一句、一文字一文字、意味があつて選ばれている。準備書面にせよ陳述書にせよ、書き手の心情・心理を「読む」ためには、まずその文字を正確に「読む」ことである。

もちろん日々膨大な書面と向き合う弁護士

には黙読の速度も求められる。しかし、音読には正確性の担保のほかにも、黙読と比して内容が記憶に残りやすいという特性がある。正確な記憶は依頼者や裁判官からの信頼につながるし、相手方弁護士とのやり取りにおいても優位に事を運べよう。ぜひ、社説など身近な文字から音読を心掛けてみてほしい。その積み重ねは「書く」場面でもひらめきの源として大いに役立つだろう。

大量の本や情報が溢れる現代においては、広く、浅く、より多くを乱読してほしい。特に歴史小説は人間学の勉強になる。そうして数多くの本に触れるなかで、興味があるものを深掘りしていくけば、結果的に広く、深く読むことになる。

私が本を読むときには、書き手の創作活動の背景を知ることもとりわけ大切にしている。「読む」ことは追体験を可能にするが、実際に所縁の地へ足を運び、書き手の生涯に触ることによって、その体験はより実感の深いものとなり、書き手の心情や作品の背景など、目に見えぬものを「読む」糧となるからである。私の愛読書は、下村湖『次郎物語』、吉川英治『宮本武蔵』、徳富蘆花『思出の記』、藤沢周平著作全般（特に『蝉しぐれ』）であるが、これまでにそれぞれの生家あるいは記念館を訪ね、作家と作品に思いを馳せた。最近は弘兼憲史氏の作品を読むことも多く、創作の背景を知る機会を作りたいと思っている。

人生で「読む」時間は有限である。一度の「読む」から、より多くを学びとてほしい。

1961年東京大学法学部卒。63年弁護士登録。73年1月「高井伸夫法律事務所」を設立。99年上海事務所も開設。2010年1月「高井・岡芹法律事務所」に事務所名変更。一貫して経営側の人事・労務専門弁護士として活動。リストラ、労働条件切下げ問題で大企業から中小企業まで多数の案件に関与。著書は『人事権の法的展開』（有斐閣、1987）,『企業経営と労務管理』（第一法規出版、1993）,『リストラの攻防』（民事法研究会、1994）,『人員削減・賃金ダウンの法律実務』（日本経団連出版、2004）,『弁護士の経営戦略』（民事法研究会、2017）他多数。